

次期埼玉県企業局経営計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 次期埼玉県企業局経営計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、「次期埼玉県企業局経営計画」（以下「次期経営計画」という。）の策定に当たり調査・検討を行うため、工業用水道事業・水道用水供給事業及び地域整備事業にそれぞれワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングは次期経営計画の計画案を策定するため、次の事務を行う。

- (1) 次期経営計画に係る各事業及び財務状況の現状把握、将来見通し及び分析に関すること
- (2) 次期経営計画に係る目標設定案及び目標達成のための取組内容案に関すること
- (3) 投資試算及び財源試算を踏まえた投資・財政計画案の作成に関すること
- (4) 次期経営計画の骨子案の作成に関すること
- (5) 次期経営計画の計画案の作成に関すること
- (6) その他企業局長（委員長）が必要と認める事項

(構成)

第3条 ワーキングの設置に当たっては、各課長の意見を聞き、その構成員、リーダー及び副リーダーは委員会委員長が指名する。

- 2 リーダーは、ワーキングを招集し、ワーキングの議長となる。
- 3 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、副リーダーが代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じてリーダーが招集し、これを主宰する。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、その構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告)

第5条 ワーキングが調査・検討等を行った事項については、リーダーが委員会に報告する。

(庶務)

第6条 ワーキングの庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、リーダーが定め、委員会に報告する。

附 則

1 この要領は、令和7年10月9日から施行する。